

**新潟港等での廃車ガラの不正輸出の監視が強化されます。**

- ・平成18年12月1日から、新潟港（東港、西港）直江津港及び柏崎港では、中古自動車を解体したボディー等の廃車ガラを輸出する場合は、通関手続の際に、自動車リサイクル法に基づき適正に解体されたものであるかを確認するため、マニフェスト（管理票）の添付が必要となります。  
廃車ガラ：中古自動車を解体したボディー等
- ・マニフェストの添付がなく、自動車リサイクル法の許可のない解体（無許可解体）が確認された場合は、県、県警及び環境省等が連携し、立入検査や違法業者の摘発等を行うこととなります。
- ・こうした監視強化により、東港周辺等での外国人等による無許可解体等の不適正処理の防止が期待されます。

本件についてのお問い合わせ先

廃棄物対策課資源循環推進係 担当 富田・川崎  
直通 025-280-5163